

症状が重症化した場合に円滑に医療費助成を受けられる仕組みの整備 (令和5年10月1日施行)

改正の概要

- 難病法及び難病法施行令並びに児童福祉法及び児童福祉法施行令の改正により、医療費助成の仕組みが以下のとおり見直された。
 - ・ **医療費助成の開始時期**を、「**重症度分類を満たしていることを診断した日**」(**重症化時点**)とする。
 - ・ ただし、**申請日からの遡りの期間は原則1か月**とし、指定医が診断書の作成に期間を要した場合や入院その他緊急の治療が必要であった場合など、**診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、最長3か月**とする。

やむを得ない理由を確認する方法(案)

- 「**やむを得ない理由**」の確認については、自治体における認定事務が円滑に行われるよう、**医療費助成の申請書にチェックボックスを設け、申請者が選択(添付書類不要)**することとする。
- また、各自治体で統一的な取扱いがなされるよう、「**やむを得ない理由**」の例(次ページ参照)を**事務連絡等により周知した上で、施行後も実態を踏まえ必要に応じて見直す**こととする。

医療費助成の見直しのイメージ



重症化時点(※)から医療費助成の対象

(申請日から1か月を原則。ただし、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長。)

※重症化時点を確認するため、臨個票等に新たに「診断年月日」の欄を設け、指定医において、臨個票等に記載された内容を診断した日を記載することとする(添付書類は不要)。軽症高額対象者については、軽症高額の基準を満たした日の翌日以降にかかった医療費を対象とする。

（参考）「やむを得ない理由」の例

- JPA（（一社）日本難病・疾病団体協議会）を通じて事例を収集し、事務局において整理したもの。
- 医療費助成の申請書には、以下の①～④をチェックボックスを設ける。

※ 「やむを得ない理由」の例を事務連絡等により周知する。

① 臨床調査個人票の受領に時間を要したため

（具体的な事例）

- ・ 臨個票の記載内容について、指定医と患者の認識の相違や誤り等があり、説明や再発行などを依頼した。
- ・ 診断を受けた指定医の勤務する医療機関が遠方にあり、臨個票・医療意見書の受領に4週間要した。
- ・ 病院のルールにより臨個票・医療意見書を郵送等で受け取ることができず、対面で受け取る必要があるが、次回の診察予約が取れず、臨個票・医療意見書の受領に4週間要した。 など

② 症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

（具体的な事例）

- ・ 診断の前後で体調が悪化し、4週間入院した。
- ・ 入院までは要しなかったものの、体調が悪く申請までに時間を要した。
- ・ 医療機関から患者への説明はあったものの家族への説明がなく、高齢であったり気が動転した患者が家族に手続きを依頼するまでに時間がかかってしまった。 など

③ 大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

（具体的な事例）

- ・ 災害等により臨個票が発行予定日に発行されなかった。 など

④ その他（自由記載）

- ・ 上記①～③に当てはまらない場合で、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについてやむを得ない理由があるときは、別途申請書に自由記載。

(参考) 医療費助成に関する関係法律及び政令

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）（抄）

（支給認定等）

第七条 都道府県は、前条第一項の申請に係る指定難病の患者が、次の各号のいずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。

一 その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき。

二 その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。

2～4 （略）

5 支給認定は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日に遡ってその効力を生ずる。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当する者 指定医が、当該者の病状の程度が同号の厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該支給認定の申請のあった日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいずれか遅い日

二 第一項第二号に掲げる場合に該当する者 当該者が同号の政令で定める基準に該当することとなった日の翌日、又は当該支給認定の申請のあった日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいずれか遅い日

6～8 （略）

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）（抄） ※令和5年5月31日に改正政令を公布済

（支給認定に係る政令で定める一定の期間）

第三条 法第七条第五項第一号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医（法第六条第一項に規定する指定医をいう。次項において同じ。）が診断書（法第六条第一項に規定する診断書をいう。次項において同じ。）の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する診断した日から一月以内に行わなかったときは、三月とする。

2 法第七条第五項第二号の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、指定医が診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により法第六条第一項の申請を同号に規定する基準に該当することとなった日の翌日から一月以内に行わなかったときは、三月とする。

○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抄）

第十九条の三 小児慢性特定疾病児童の保護者又は成年患者は、前条第一項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとするときは、都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の診断書（小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病にかかっており、かつ、当該小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であることを証する書面として厚生労働省令で定めるものをいう。）を添えて、都道府県に申請しなければならない。

② 指定医の指定の手續その他指定医に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

③～⑦ （略）

⑧ 医療費支給認定は、指定医が当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等の小児慢性特定疾病の状態が第六条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める程度であると診断した日、又は当該医療費支給認定の申請のあつた日から当該申請に通常要する期間を勘案して政令で定める一定の期間前の日のいずれか遅い日に遡ってその効力を生ずる。

⑨～⑪ （略）

○ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）（抄） ※令和5年5月31日に改正政令を公布済

第二十二條の二 法第十九條の三第八項の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、同条第一項に規定する指定医が同項に規定する診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により同項の申請を同条第八項に規定する診断した日から一月以内に行わなかったときは、三月とする。